

【特別名勝松島現状変更申請に関する提出書類】

七ヶ浜町内では、特別保護地区、第1種保護地区(1A地区・1B地区)、第2種保護地区(2A地区・2B地区)、海面保護地区が該当します。申請の際は、下記の書類をまとめた申請書を提出してください。提出部数は宮城県教育委員会への申請(1B・2B地区)は計2部、文化庁への申請(その他の地区)は計3部の提出となり、申請先により異なりますのでご注意ください。

【提出書類】

- ①表紙(文化庁長官宛、七ヶ浜町教育委員会教育長宛)
- ②特別名勝松島現状変更許可申請書
- ③現状変更に係る設計仕様書、設計図(配置図、立面図、平面図、断面図等)
★建築物の場合は、以下の点を必ず明記すること
外壁の色と材質、屋根の色と材質、構造(木造平屋建など)、建築物の高さ、建築面積
★既存建物を撤去した後に、新たに建築物を設置する場合は、撤去する建物の建築面積を明記すること
★建造物の新築、改築に伴って、擁壁やフェンス、倉庫などの施設を同時に設置する場合は、その施設の設計仕様書や設計図等も必要となります。
- ④現状変更に係る地域の位置図
保護地区区分図と縮尺1/10,000以上の住宅地図をそれぞれ添付すること。
- ⑤七ヶ浜町遺跡地図
宮城県教育庁文化財保護課ホームページより最新版の遺跡地図を印刷してください。
<http://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html>
- ⑥申請地周辺の現況写真(近景、中・遠景)、航空(俯瞰)写真
写真にどのように変更するか赤ペンで外枠等を記入すること
- ⑦罹災証明書等の写し(復興事業に伴う現状変更申請の場合)
- ⑧土地所有者の承諾書等(申請者と土地所有者が異なる場合)

【現状変更完了報告書の提出】

現状変更が終了した場合は、速やかに現状変更完了報告書の提出をお願い致します。許可書に添付した様式に必要な事項を記入し、現状変更後と許可書の写しの写真を添付して七ヶ浜町歴史資料館に提出してください。

提出部数：文化庁からの許可→3部 宮城県教育委員会からの許可→2部

【問い合わせ及び申請書・完了報告書の提出先】

七ヶ浜町歴史資料館 受付時間：9:00～16:00 月曜休館(祝日の場合は翌日休館)
〒985-0824 宮城県宮城郡七ヶ浜町境山2丁目1-12 TEL/FAX 022-365-5567

※申請の際は別添の確認リストを活用し、書類の不足等がないようご注意ください。
※申請内容によって十分な事前協議が必要な場合がありますので、お早めにご相談ください。